

尾張旭市選挙管理委員会（令和８年第７回）会議録

- 1 開催日時
令和８年８月３日（月）
開会 午前９時３０分
閉会 午前９時４５分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 ２階 ２０３会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委 員 森賀則、堤美昭、服部一
- 4 欠席委員
０名
- 5 傍聴者数
０名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題
第３３号議案 尾張旭市長選挙の期日等の決定について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから令和８年第７回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、令和９年２月２日に任期満了となります尾張旭市長の選挙期日等の決定についての１議案でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
委員長	改めましておはようございます。 （委員長あいさつ）

	それではまず、次第の２「会議録について」でございます。 第６回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。
委 員	(なし)
委員長	それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。 それでは、次に次第の３「議事」に入らせていただきます。 第３３号議案「尾張旭市長選挙の期日等の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第３３号議案「尾張旭市長選挙の期日等の決定について」をご説明いたします。公職選挙法第３３条第１項の規定により、地方公共団体の長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前３０日以内に行うと定められています。このため、令和９年２月２日に任期が終了する尾張旭市長の選挙の期日としましては、３０日前にあたる１月３日から任期満了日までの間ということになります。日曜日を投票日とすることを前提といたしますと、１月１０日、１７日、２４日、３１日が候補となりまして、この中で、年末年始や例年実施されます市の行事日程などを勘案し、１月１７日を尾張旭市長選挙の期日として定めようとするものでございます。 また、公職選挙法第３３条５項の規定により、指定都市以

	外の市長の選挙にあつては、少なくとも7日前に告示しなければならないと規定されています。このため、選挙日の7日前に当たる令和9年1月10日を選挙期日の告示日として定めるものでございます。 第33号議案の説明は以上です。
委員長	では、第33号議案について、ご質問等はありませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないので、第33号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第33号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。

事務局	報告事項 ○ 次回開催日程 令和8年9月1日（火）午前9時30分から 201会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。